

生食発 0330 第 5 号
令和 3 年 3 月 30 日

各 $\left(\begin{array}{l} \text{都 道 府 県 知 事} \\ \text{保 健 所 設 置 市 長} \\ \text{特 別 区 長} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官
(公 印 省 略)

「リステリア・モノサイトゲネスの検査について」の一部改正について

リステリア・モノサイトゲネスの検査については、平成 26 年 11 月 28 日付け食安発 1128 第 2 号「リステリア・モノサイトゲネスの検査について」により通知しているところです。

今般、別紙のとおり、培養時間を変更する等改正することとしましたので、関係者への周知をお願いするとともに、その運用に遺漏なきようお願いいたします。

なお、令和 3 年 9 月 30 日までは、従前の例により検査を行うことができる旨申し添えます。

別紙

食安発 1 1 2 8 第 2 号

平成 2 6 年 1 1 月 2 8 日

(最終改正：令和 3 年 3 月 30 日付け生食発 0330 第 5 号)

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

(公 印 省 略)

リステリア・モノサイトゲネスの検査について

リステリア・モノサイトゲネス（以下「リステリア」という。）の試験法については、平成 5 年 8 月 2 日付け衛乳第 169 号「乳及び乳製品のリステリアの汚染防止等について」により通知しているところである。

本年 10 月 21 日に開催された薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において、食品衛生法に基づく非加熱食肉製品及びナチュラルチーズ（ソフト及びセミハードに限る。）の成分規格にリステリアの基準値（100cfu/g）を設定することが了承されたところである。

については、リステリアの試験法を別添のとおり定めることとしたので、基準値設定後の円滑な監視指導に資するよう、事前の準備及び関係者への周知方よろしく願います。

リステリア定量試験法（別紙 1）については、基準値の施行日より、リステリア定性試験法（別紙 2）については、本日より適用することとする。

ただし、基準値が設定されるまでの間、リステリア定性試験法は、なお従前の例によることができる旨申し添える。